

東京都立山崎高等学校

学校危機管理計画

令和8年度

目 次

第1章 学校危機管理に関する基本方針

第2章 事前対策(日常における震災等への備え)

- 第1節 危機管理組織の設置と教職員の役割
- 第2節 情報連絡体制
- 第3節 生徒の安否確認及び各家庭との連絡方法
- 第4節 学校施設・設備の安全対策
- 第5節 防災教育、防災(避難)訓練
- 第6節 教職員の危機管理研修

第3章 災害発生時の対応

- 第1節 学校災害対策本部の設置
- 第2節 情報収集、連絡活動
- 第3節 生徒等の避難誘導
- 第4節 生徒の保護体制(安否確認等)
- 第5節 救護・搬出活動
- 第6節 学校施設・設備の被害状況及び安全確認と応急対策
- 第7節 登下校中の生徒の安全確認と誘導
- 第8節 校外学習・宿泊行事中の生徒の安全確認と誘導

第4章 事後復旧対策

- 第1節 安否情報、被害状況の収集・把握
- 第2節 学校施設の点検、整備及び復旧
- 第3節 授業再開の準備
- 第4節 応急教育計画の作成
- 第5節 被災生徒の学用品の給与等

第5章 避難所開設

- 第1節 避難所の開設・支援活動
- 第2節 情報の収集と提供
- 第3節 生徒のボランティア活動

第6章 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応

第1節 教職員の参集態勢

第2節 児童・生徒の安否情報の収集・把握

第3節 避難所への支援活動

第7章 緊急対応 フローチャート

第1節 火災

第2節 地震

第3節 氾濫

第4節 火山噴火

第5節 台風

第6節 校内事故

第7節 落雷

第8章 危機発生時の対応

第1節 事件・事故

第2節 疾病等

第3節 個人情報等の保護と管理について

第4節 頭部打撲

第5節 けいれん

第9章 不審者対応マニュアル

序章

災害時等に生徒の生命及び安全確保に万全を期するため、本校の防災に関する事項について、以下のとおり学校危機管理計画を作成し、災害に対する事前の備えを行うものとする。

第1章 学校危機管理に関する基本方針

災害等危機管理に対する山崎高校の基本的取組の考え方

- (1) 生徒の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とし、迅速かつ的確な誘導と学校における保護を行う。
- (2) 大震災や噴火、風水害など自然災害のみならず、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症等、様々な危機に対し柔軟に対応し、生徒や地域住民を守る。
- (3) 震災対策を全ての災害対策の基本とし、震災対策を柔軟に応用することで他の災害に対処する。
- (4) 災害発生時の初動体制の要となる①教職員の参集及び②情報連絡体制について具体的な対応を定め、教職員に周知徹底することにより初動体制の強化を図る。
- (5) 町田市や山崎町等の諸機関との連携を密にし、地域と一体となった体制づくりに努める。また、町田市との協定に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。

第2章 事前対策(日常における震災等への備え)

第1節 危機管理組織の設置と教職員の役割

1 学校危機管理委員会等の設置について

本校の危機管理の体制として、校長、副校長、経営企画室長等を構成メンバーとする学校危機管理委員会を設置する。学校危機管理委員会は、委員長が必要と認めた時に召集される。なお、学校危機管理委員会の構成員は、発災時に設置される学校災害対策本部の構成員となる。

[構成]

校長を委員長として、副校長、経営企画室長、各分掌主任（教務部・生活指導部・進路指導部）と学年主任から1名ずつをもって構成する。なお、その他委員長が必要と認める者を構成員とすることができる。

[役割]

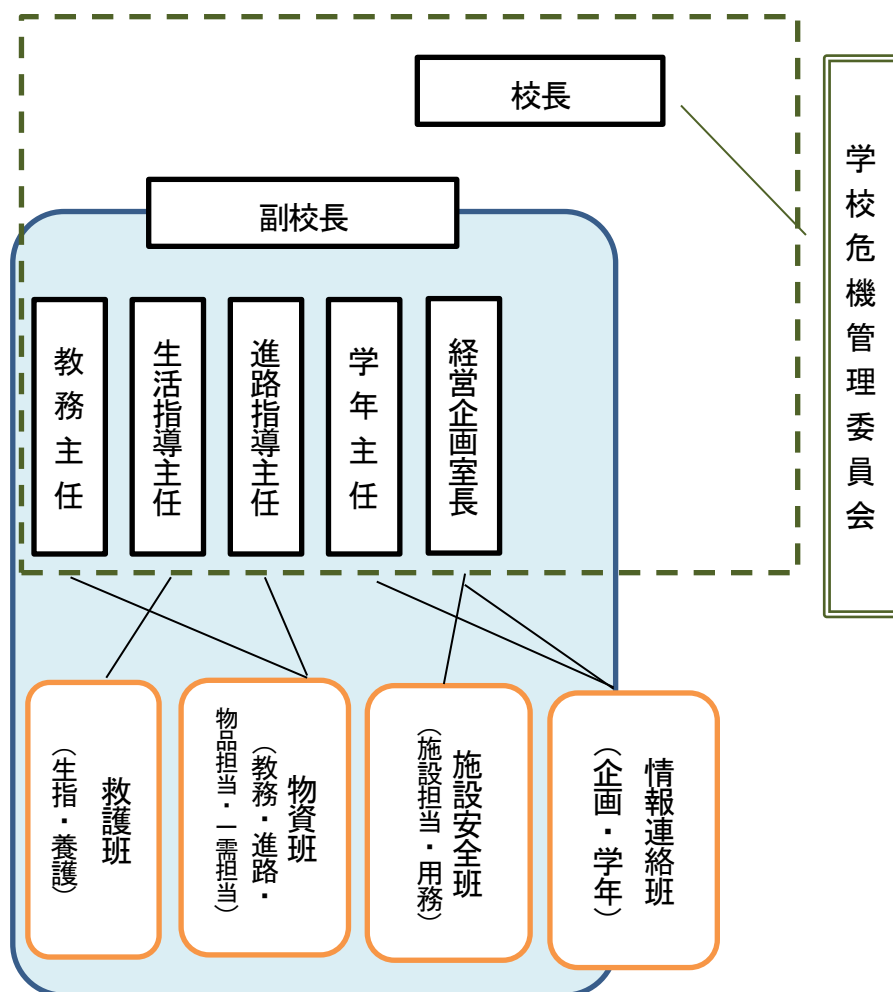
- ① 学校危機管理計画（避難所運営マニュアル）の作成・更新
- ② 平常時における防災対策、防災教育の推進
- ③ 防災関係機関との連絡調整
- ④ 発災時の指揮・運営（学校災害対策本部として）

また、学校危機管理委員会の下に情報連絡班、救護班、物資班、施設安全班を置く。
各班の主な役割については以下のとおりとする。

	平常時	発災時
情報連絡班	●発災時の生徒教職員の安否、関係先への連絡等に関する行動マニュアルの確認 ●非常時持ち出し物確認	●生徒避難誘導、安否確認 ●関係機関、保護者等との連絡 ●情報の収集（各班の情報を集約）及び発信 ●重要書類等の持ち出し（※ 教務部・企画室） ●他班の支援（避難所における生徒情報把握等）
救護班	●セルフケアセット等の薬品や器具の整備と点検 ●応急手当技法の習得	●けが人への応急救護（避難所開設した場合を含む。） ●避難所運営支援（医療救護所設置場所の事前確認、トイレ、ごみ集積所等の清掃・衛生管理への支援等）
物資班	●備蓄物資の管理 ●物資等配布の実施計画の確認 ●避難所運営マニュアルの確認	●学校で保護する生徒等への食事の準備 ●避難所を開設した場合の食糧等の配布 ●避難所の備蓄物資の管理、配給、救援物資の受入れ等 ●避難住民の誘導
施設安全班	●初期消火体制の確認 ●「学校施設・設備等の点検リスト」の整備 ●避難施設としての役割・支援の内容確認	●初期消火活動の迅速行動 ●「学校施設・設備等の点検リスト」による校内巡視（飛散・転倒等の応急措置を実施）、校舎等の応急危険度判定の要請 ●避難所開設に当たっての施設の安全確認と危険区域内への立入禁止の表示

情報連絡班(企画・学年)		施設安全班(施設担当、用務)	
救護班(生指)			

<危機管理組織の設置と教職員の役割（イメージ）>



2 教職員の参集体制の整備等について

校長は、災害発生時の教職員の参集態勢、連絡体制を作成し、教職員に周知する。

特に、早朝・夜間・休日等の災害発生時は、初動態勢に遅れが生じることになるため、初動態勢を迅速にとるための要員として、「学校危機管理担当者」等の初期対応要員を指定しておく。

また、教職員は、町田市が設置主体である避難所の開設・運営に関して、協力・支援を行う（第5章参照）。夜間・休日・出退勤時での発災時については、まず家族や自宅の安全を確認した上で、可能な限り早く学校に参集し、危機管理態勢を整えることが必要である。学校危機管理担当者等の迅速な対応が、その後の活動の円滑な遂行を容易にする。

なお、交通遮断等により学校に参集出来ない場合には、都立学校職員として居住地域の近くの避難所開設・運営に主体的に参加する。

第2節 情報連絡体制

生徒の在校中、登下校時及び夜間・休日等の発災場面に応じた、生徒、保護者、教育委員会、学校経営支援センター、東京都庁、町田市災害対策本部、医療機関及びライフライン事業者等との情報連絡体制を整備し、保護者、教職員に周知徹底する。

なお、情報内容及び情報収集手段として、以下のものが考えられる。情報収集に当たっては、通信手段が絶たれた場合を想定して複数の手段を確保しておく必要があるため、日常使用している電話回線やインターネット回線のほか、教育庁災害時等緊急連絡システムや災害時優先電話等の活用を図る。

【参考】 必要とする情報内容及び収集・提供手段の例

情 報 内 容	収 集 手 段	提 供 手 段
気象情報（気象庁注意報、警報） 災害情報（余震、氾濫、崖崩れ、火災等） 被災、被害状況（生徒・教職員、学校施設、神奈川中央交通、学校周辺、通学路、等） ライフライン、交通機関等の状況	・教育庁災害等緊急連絡システム ・災害対策本部からの情報、防災無線 ・報道機関（テレビ、ラジオ） ・巡視、出退勤中の教職員や登下校中の生徒からの情報 ・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤルなど多様な手段を適時活用した情報	・掲示板等への表示。 ・担当者からの文書報告 ・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用し、担任を通じて保護者等に対して行う。

第3節 生徒の安否確認及び各家庭との連絡方法

災害発生時における生徒の安否確認及び各家庭との連絡に当たっては、緊急連絡網のほか、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害時伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段を活用するとともに、その連絡手段等について生徒及び保護者にあらかじめ周知する。

なお、緊急連絡網における各家庭の緊急連絡先については、より確実に連絡がとれるよう、第一連絡先だけでなく、第二、第三連絡先についても把握する。

学校と生徒・保護者との情報発信手段について、以下のようなものが考えられる。

- ア 災害用伝言ダイヤル（171） 「声の伝言板」
- イ 災害用伝言板 「文字の伝言板」
- ウ 学校ホームページへの掲載
- エ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス） 等

臨時休業等の生徒及び保護者への連絡等について

災害や異常気象時において臨時休業等を判断する際は、適切な情報収集を行うとともに、学校の決定を迅速かつ確実に生徒や保護者に周知する。

また、臨時休業等を行った場合は、速やかに西部学校経営支援センター経営支援室に報告する。

(1) 的確な判断を行うための情報収集

- ア 気象庁の注意報や警報
- イ 生徒等の通学経路に関わる交通機関（神奈川中央交通）の運行状況
- ウ 学校周辺の道路等の状況
- エ 学校施設の被害状況

(2) 連絡体制の整備

- ア 各種メールサービスやX（旧ツイッター）、Instagram等の活用
- イ 学校ホームページへの掲載
- ウ 文書等による事前の通知
- エ 緊急連絡網による電話連絡

第4節 学校施設・設備の安全対策

発災時、ライフラインに係る学校施設・設備を適切に保全することは、生徒の安全確保のほか、避難してくることが予想される地域住民の安全を守る上で重要である。災害時に緊急対応を効果的に行うため、日常から施設点検等を行う。

1 「学校施設・設備等の点検リスト」に基づく日常の点検について

学校施設・設備等の点検については、避難経路となっている施設を中心に、日頃から安全点検に努めるとともに「学校施設・設備等の点検リスト」により定期的実施し、保安状況を把握する。

また、発災時に速やかに点検を行うため、止水弁・ガス緊急遮断弁、消火器・消火栓等の配置図をあらかじめ作成し、職員室等に保管する。あわせて、ライフラインの被害が発生した際の「災害時緊急連絡先一覧表」も作成し、職員室や経営企画室等に掲示する。

2 災害時に使用する備品等の保管場所リスト及び点検について

学校災害対策本部の各班及び担当者は、食糧・毛布・ろ水器・非常用発電機等の災害用品等の一覧表を作成して保管するとともに、避難訓練時等において定期的に点検し、その保管場所を誰でも分かるようにしておく。

第5節 防災教育、防災(避難)訓練

防災教育は、生徒が災害時に適切に行動できる安全対応能力を身に付けられるよう、「まず、自らを守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材」を育てるため、学校安全計画全体計画及び年間指導計画を作成し、教科、特別活動等、学校教育全体を通して実施する。

避難訓練は、年間を通して教育課程に位置付けて計画的に実施する。具体的には、登下校中や放課後など多様な場面や状況を想定するとともに、地域住民、町田消防署等の関係機関との連携を密にして実施する。

第6節 教職員の危機管理研修

教職員が災害発生時における生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた一人一人の的確な判断と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められ、教職員が一致協力して迅速かつ適切な行動が取れるようにする必要があることから、教職員の危機管理意識と使命感、危機管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処置能力などを高めるため、校長は、学校安全計画の校内研修計画に危機管理に関する研修主題を位置付けて実施する。

特に、教職員の役割については、災害発生時にどこに行って何をするかなどの具体的な対応を出勤途中、夜間・休日ごとに整理し、その際の留意事項等を確認するための研修を実施する。

第3章 災害発生時の対応

第1節 学校災害対策本部の設置

地震等の災害が発生し、教育庁災害対策本部が設置された場合、学校では、校長を本部長とする学校災害対策本部を設置する。

教職員は、第2章第1節に基づく役割分担に従い、災害応急活動に従事する。なお、教職員が出張・休暇等で不在の場合や出勤途中、夜間・休日等で教職員がそろっていない状況においては、一人二役など臨機応変に対応する。

[学校災害対策本部の構成]

本校の危機管理の体制として、校長、副校長、経営企画室長等を構成メンバーとする学校危機管理委員会を設置する。学校危機管理委員会は、委員長が必要と認めた時に召集される。なお、学校危機管理委員会の構成員は、発災時に設置される学校災害対策本部の構成員となる。

非常配備態勢と特別非常配備態勢について

災害が発生した場合、応急対策の活動態勢を確保するため、災害の被害その他の状況に応じて「非常配備態勢」と「特別非常配備態勢」の2種類の配備態勢が発令される。

① 非常配備態勢

被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたとき。なお、学校本部長（校長）が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

（適用する災害）

- ・ 勤務時間内に発生した地震、勤務時間外に発生した震度5強以上の地震、
- ・ 風水害、火山災害
- ・ 大規模事故災害等

② 特別非常配備態勢

早朝・夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震が発生したとき。発令形式は、自動発令とする。

第2節 情報収集・連絡活動

連絡班は、生徒、教職員の安否の確認や教育庁災害対策本部からの情報連絡など、災害時において必要とされる情報の収集及び提供、連絡に当たる。なお、情報を収集するに当たっては、第2章第2節に掲げる通信手段を活用する。

連絡班は、生徒、教職員の被害状況を把握し、本部長（校長）及び学校経営支援センターに報告する。

施設班は、学校施設・設備等の被害状況を把握し、本部長（校長）に報告するとともに被害の状況により応急措置や修繕依頼をする。

第3節 生徒の避難誘導

生徒の避難誘導に当たっては、教職員は、生徒の安全確保を第一とする。その際、周囲の状況を確認し、最善の避難ルートを選択する。

1 大地震発生時（緊急地震速報受信時）の対応

授業中における校舎内での行動		
時間の経過（状況等）	教職員の対応・行動	生徒の行動等
震度5強以上の地震が発生 - 地震による強い揺れのため立つことも歩くことも難しい。 - 強い揺れは十秒から数十秒間続く。 - 蛍光灯、窓ガラス片等多くの物が落下する。	（1）教室・特別教室 ①机の下に身を隠し、机の脚を両手でしっかり持つよう指示する。 ②火気使用中であれば消火を指示する。 ③生徒状況の確認や周囲の安全確認を行う。 ④余震や二次災害（火災や土砂災害等）に備え、生徒を落ち着かせる。 （2）体育館・グラウンド・農場 ①体育館では、バスケットゴールなどの構造物の落下を意識し、壁側に避難させる。揺れが収まるまで、頭を抱えてしゃがみこむよう指示する。 ②生徒状況の確認や周囲の安全確認を行う。 ③余震や二次災害（火災や土砂災害等）に備え、生徒を落ち着かせる。	<u>教職員の指示に従う</u> ①机の下に身を隠し、机の脚を両手でしっかり持つ。 ②火気使用中であれば消火 ③落ち着いて教職員の指示を待つ。 <u>教職員の指示に従う</u> ①体育館では、壁側に移動し、揺れが収まるまで、頭を抱えてしゃがみこむ。グラウンドの場合は、構造物や樹木等から離れて待機する。
揺れが収まる。余震に注意しつつ避難行動を開始	（1）教室・特別教室 ①揺れが収まったら、倒壊や落下物等に気を付けながら、落ち着いて避難するよう指示する。 ②クラス毎に最短距離の通路を通過して中庭に避難させる。ただし、地震に伴い火災が発生している場合は、避難経路について適切に指示する。 （2）体育館・グラウンド ①揺れが収まったら、倒壊や落下物等に気を付けながら、落ち着いてグラウンドに避難するよう指示する。 ②グラウンドにいる場合は、構造物や樹木等から離れて待機するよう指示を出す。	<u>教職員の指示に従う</u> ①荷物は持たずに中庭に避難する。 ・避難の際には、慌てず、倒壊や落下物等に気を付けながら移動する。 ・煙が発生している場合は、ハンカチ等で鼻・口を覆いながら避難する。

休み時間や放課後における校舎内での行動		
時間の経過（状況等）	教職員の対応・行動	生徒の行動等
震度 5 強以上の地震が発生 ・地震による強い揺れのため立つことも歩くことも難しい。 ・強い揺れは十秒から数十秒間続く。 ・蛍光灯、窓ガラス片等多くの物が落下する。	近くに生徒がいる場合、授業中の例に準じる。 ①校内放送やハンドマイク等で安全な避難場所及び避難方法を明確に指示する。 ②教員はできるだけ早く所定の教室に直行し、校舎内の生徒状況を把握する。教室から避難する際は、授業中の例に準じる。 ③部活動中の場合は、顧問の教員が対応する。	<u>授業中の例に準じる。</u> ①廊下等にいる場合、余裕があれば近くの教室の机の下に潜りこむ。 ②校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ③揺れが収まったら、周囲の状況を確認し、自主的に避難を開始する。 ④倒壊や落下物等に気を付けながら中庭またはグラウンドに移動する。

第4節 生徒の保護体制

学校所在地域の震度が小さい場合でも、被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、生徒を確実に保護者に引き渡すまで、災害発生時から3日間程度、学校において、生徒を保護することを原則とする。

校長は、災害時等における生徒の校内保護の原則をあらかじめ保護者に周知する。また、電話連絡網や緊急メール、学校ホームページのほか、災害時につながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルやX（旧ツイッター）、Instagram等の各種メディアを使用した、生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

第5節 救護・搬出活動

大震災では大勢の負傷者が出ることが予想されるため、救護のためのスペースとして保健室や和室などを利用し、負傷者への応急処置は、救護班が当たる。救護活動に参加可能な生徒に対しては救護の補助を依頼する。

体育館やグラウンド等に避難する場合、救護班は救急医薬品等を携帯する。

地震等による出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、定めてある非常持出品、搬出担当者、搬出場所に基づいて搬出活動を行う。なお、災害の状況によっては、耐火金庫等を校内で保管し、散逸を防止する。

第6節 学校施設・設備の被害状況及び安全の確認と応急対策

1 学校施設・設備の安全確認等

災害による学校施設・設備の安全確認と応急対策に当たって、消火及び校舎内外の巡視の担当は、二次災害の防止、教育の機能保持、学校の避難所等としての利用を念頭において対応する。その際、まず、自らの身体の安全を確保し、確認漏れを防止するため複数の担当で行う。

巡視に当たっては、＜行方不明の生徒の捜索を行う捜索班＞と＜校舎被害状況の確認、ストーブ・火気・ガスの元栓等の点検を行う施設班＞とに分かれて行う。巡視はなるべく二人以上で班編成し、二次災害や点検場所・項目の漏れがないよう注意する。

学校施設・設備等の被害状況を把握後、本部長（校長）に報告するとともに被害の状況に応じて立入禁止とし、応急措置や修繕等検討していく。

※ 巡視については、災害の状況に応じて、情報連絡班（担任の教員）が支援する。

2 避難所として活用する場合の応急対策

ア 避難者に対して立入禁止区域及びトイレ、ごみ集積場の場所等を表示する。

イ 破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。
特に公道と校舎入口の間については、救急車両、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

※ 避難所の取扱いについては5章を参照

第7節 登下校中の生徒の安全確認と誘導

登下校時に発災し地震が収まった場合、生徒は、自宅に帰宅するか、近くの学校や避難所に避難し、学校、事業者等の保護を受けるよう指導する。

また、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。なお、学校に戻ることが困難と判断した場合は、最寄りの学校、一時集合場所、広域避難場所又は避難所に避難するとともに、携帯電話等で学校に避難先を連絡する。

第8節 校外学習・宿泊行事中の生徒の安全確認と誘導

校外学習や宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、広域避難場所、避難所等の確認を確実にを行うとともに、発災時における生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。

第4章 事後(復旧)対策

第1節 安否情報、被害状況の収集・把握

1 教職員による生徒の安否確認等

緊急連絡用（引渡し）カード等の連絡先に家庭訪問又は電話で、生徒、保護者の安否状況を把握する。

また、第2章第3節で記載した連絡手段（携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段）を適時に活用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。

さらに、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や区市町村掲示板に学校と連絡をとるよう掲示するなどして、安否情報の収集に努める。校長は、生徒の被災状況を把握し、西部学校経営支援センターに報告する。

第2節 学校施設の点検、整備及び復旧

校舎の補修や改修を要する箇所を点検し、被害の程度が大ききようであれば危険度判定を要請し、部分的な補修で済むようであれば修繕を検討する。なお、応急危険度判定を実施するため、判定技術者等が駆け付けてきた場合に備え、都財務局から各校に配備されている「応急危険度判定資機材」をすぐに使用できるよう、図面とともに準備する。

また、必要に応じて都教育委員会の締結する防災協定に基づき、協定業者に対して調査・応急措置等について、西部学校経営支援センターを通じて要請を行う。

第3節 授業再開の準備

1 校舎等の安全確認・整備

授業再開に当たっては必要な教室、スペースなどを安全確認、整備を行って確保する。

被災状況を確認の上、都教育委員会は仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計画等を判断する。

2 生徒の通学路の安全確認等

授業再開に当たっては、生徒が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。安全確認は、通学区域地区担当の教職員が行う。

3 授業再開時期の判断

西部学校経営支援センターと協議の上、授業再開時期の目途を定める(場合によっては、都立学校教育部高等学校教育課(指導部高等学校教育指導課と連携する。))にも相談する。)。これに基づき、校長は、学校の実情に応じて再開時期を決定する。協議の際には、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な生徒数、避難住民の意識等を考慮する。

4 授業再開の保護者への周知

授業再開に当たって、学校は保護者に対し、授業再開の時期について、第2章第3節に掲げる情報発信手段等により、電話連絡網、掲示、案内などを通じて周知、徹底する。

第4節 応急教育計画の作成

校長は、教育委員会と十分な連携の下に、学校施設・設備の被災状況、教職員及び生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、休校、二部授業等を想定した応急教育計画を作成しておくとともに、学校教育が正常に実施されるまでの間、状況に応じて見直しを行う。

校長は、応急教育計画を作成するに当たって、西部学校経営支援センターと連携を密にするとともに、速やかに保護者及び生徒へ周知する。

教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点を置く。また、心のケア対策にも十分留意する。

(応急教育計画作成に当たっての主な留意点)

- ・ 平常時と同様な教育活動が行えない場合も可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- ・ 登校する生徒の人数に応じた応急教育を実施する。
- ・ 地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。

第5節 被災生徒の学用品の給与等

生徒の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、西部学校経営支援センターに報告する。

第5章 避難所開設

第1節 避難所の開設・支援活動

本校は、地震や噴火、土砂災害等の災害時に備え、町田市との間に「避難所施設利用に関する協定書」を締結している。避難所の設置主体は町田市であるため、管理運営は町田市が行うが、教職員は以下に基づき、避難所の開設や運営に協力及び支援する。なお、休業日等、学校に教職員がいない時間帯に発災した場合については、別紙「避難所開設における初期対応について」により対応する。

1 学校施設利用計画

避難所指定に伴う施設利用計画は、以下のとおりである。

(1) 生徒用保護スペース

普通教室（1－1～3－5）、各階ABC教室

(2) 学校の教育機能維持スペース

生物室、調理室、物理室、化学室、職員室、音楽室、図書室、視聴覚室、パソコン室、

(3) 避難所の管理機能維持スペース

校長室、経営企画室、探究ルーム、(体育館)、ラウンジ、講義室①②③

(4) 病弱者、負傷者等の保護対策スペース

保健室、救護室（体育館）、武道場、和室

(5) 指定避難所

体育館、

(6) 避難者用駐車場

正門脇駐車場（災害対策用）、アーチェリー場

(7) 避難者用物資保管場所

体育館器具庫、

※ グラウンドは、物流拠点機能等の確保の観点から、一時集合場所及び生徒等避難場所として指定されている。

2 避難所支援に関する運営計画

(1) 避難所運営支援にかかる役割分担

情報連絡班	関係機関との連絡調整、他班への支援
救護班	応急救護、医療救護所設置場所の事前確認、トイレ、ごみ集積所等の清掃・衛生管理への支援
物資班	避難所の設営支援、備蓄物資の管理、配給、救援物資の受入れ、避難住民の誘導（屋内）
施設班	避難所開設に当たっての施設の安全確認と危険区域内への立入禁止の表示、避難者駐車場利用計画の作成、避難住民の誘導（屋外）

(2) 災害時要援護者等への配慮

災害時要援護者等は、避難所生活において特に困難を伴うため、環境の比較的良好な場所（トイレに近いスペース、畳のあるスペースなど）に割り当てることや備蓄物資の優先的な配給に配慮する。この場合、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得るよう努める。また、運営担当者に女性や外国語に堪能な教職員を配置するなど、女性や外国人にも配慮する。

なお、災害時要援護者等については、町田市災害対策本部等と連絡をとり、災害時要援護者等を一時的に受け入れ、保護するための二次（福祉）避難所へ移送ができるときは、移送させる。

(3) 備蓄品の利用方法

避難所の管理運営にかかる費用は町田市の負担であるが、町田市からの要請等に基づき、災害の状況に応じて本校の災害備蓄品を有効活用することも可能とする。町田市から受け入れた物資については、武道場等に保管する。物資の配給等については、原則町田市の指示による。

第2節 情報の収集と提供

避難所となった学校では、正確な情報を収集することが必要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確にする。また、避難者の安否確認のための問合せが殺到することが想定されるため、避難者名簿を作成・整理し、対応する。

1 情報収集

インターネットやテレビ・ラジオその他の第2章第2節に掲げる通信手段等より正確な情報の収集に努める。

2 情報提供

発災初期において、避難者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲しており、情報連絡班の担当者は収集した情報をできるだけ早めに避難者に対して提供する。また、避難者が欲する情報は時間の経過とともに変化することに留意する。

発災初期の情報提供方法としては、放送施設を利用するほか、テレビ、ホワイトボード等の掲示板・伝言板、ハンドマイクなどを活用する。

外からの避難者の安否確認の問合せがあった場合、安否情報用（何時、誰から）の掲示板で避難者に知らせる。

3 避難者名簿の整理

情報連絡班の担当は、避難者の人数等の把握や避難者の安否確認のための問合せに対応するため、避難者名簿用紙を配布、回収し、50音順に整理保管する（1世帯1枚作成する。）。なお、避難所からの転出の際にも「避難者名簿」を用いて確認を行う。

4 避難所一覧・防災ダイヤル

連絡先	電話番号	備考
火事・救急の通報	119	
警察関係への通報	110	
町田市役所	042-724-2107	
町田市教育委員会	042-724-2107	
町田警察署	042-722-0770	
町田市消防署	042-722-0119	
消防団	042-732-5119	
山崎団地自治会	042-793-2752	
正和幼稚園	042-791-2746	

第3節 生徒のボランティア活動

校長は、生徒の状況を勘案するとともに、保護者の理解を得ながら、災害復旧支援活動等のボランティア活動に生徒が進んで参加できるように努める。

第6章 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応

第1節 教職員の参集態勢

災害発生時には、本庁から災害時緊急連絡システム等により、都立学校管理職及び学校危機管理担当者へ参集の指示を行う(震度6弱以上のときは全員が自動参集する)。なお、校長が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

また、早朝・夜間・休日等の災害発生時は学校が無人となり、初動態勢に遅れが生じることになるため、初動態勢を迅速にとるための要員として、別紙「避難所開設における初期対応について」により対応する。

教職員は、避難所の開設・運営に関して、協力・支援を行う(第5章参照)。そのため、一刻も早く学校に参集し、危機管理態勢を整えることが必要であり、学校危機管理担当者等の迅速な対応が、その後の活動の円滑な遂行を容易にする。

(第1章第1節 危機管理組織の設置と教職員の役割から再掲)

第2節 児童・生徒の安否情報の収集・把握

災害発生時における生徒の安否確認及び各家庭との連絡に当たっては、緊急連絡網のほか、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害時伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段を活用するとともに、その連絡手段等について生徒及び保護者にあらかじめ周知する。なお、緊急連絡網における各家庭の緊急連絡先については、より確実に連絡がとれるよう、第一連絡先だけでなく、第二、第三連絡先についても把握する。

学校と生徒・保護者との情報発信手段について、以下のようなものが考えられる。

- ア 災害用伝言ダイヤル(171) 「声の伝言板」
- イ 災害用伝言板 「文字の伝言板」
- ウ 学校ホームページへの掲載
- エ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 等

(第2章第3節 生徒の安否確認及び各家庭との連絡方法から再掲)

第3節 避難所への支援活動

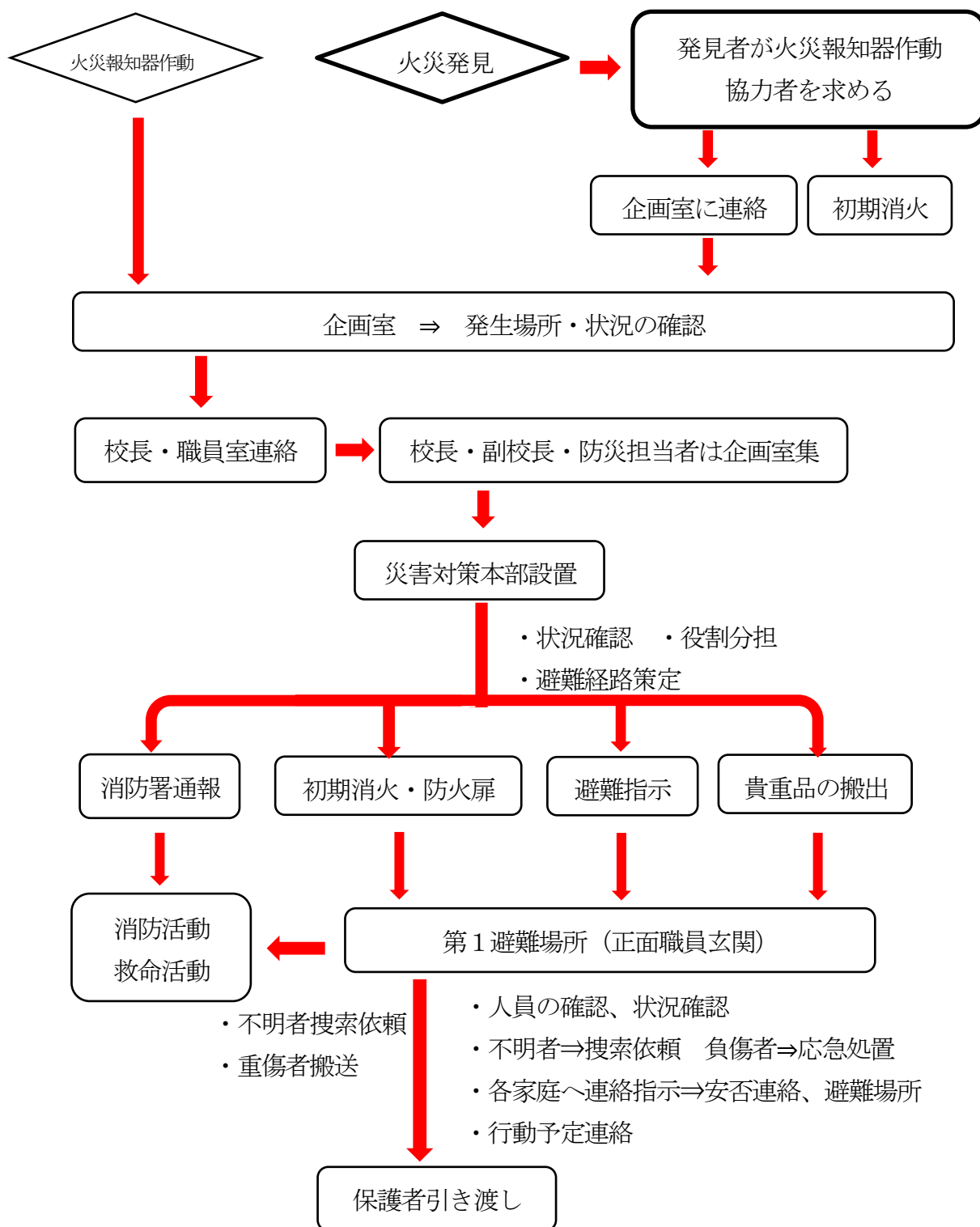
休業日等、学校に教職員がいない時間帯に発災した場合を想定し、あらかじめ町田市防災対策室及び地域住民とそうした場合の対応を協議しておき、事前に教職員不在時の避難所開設及び運営について体制を整備しておく必要がある。

(第5章 避難所の開設・支援活動 を参照)

第7部 緊急対応 フローチャート

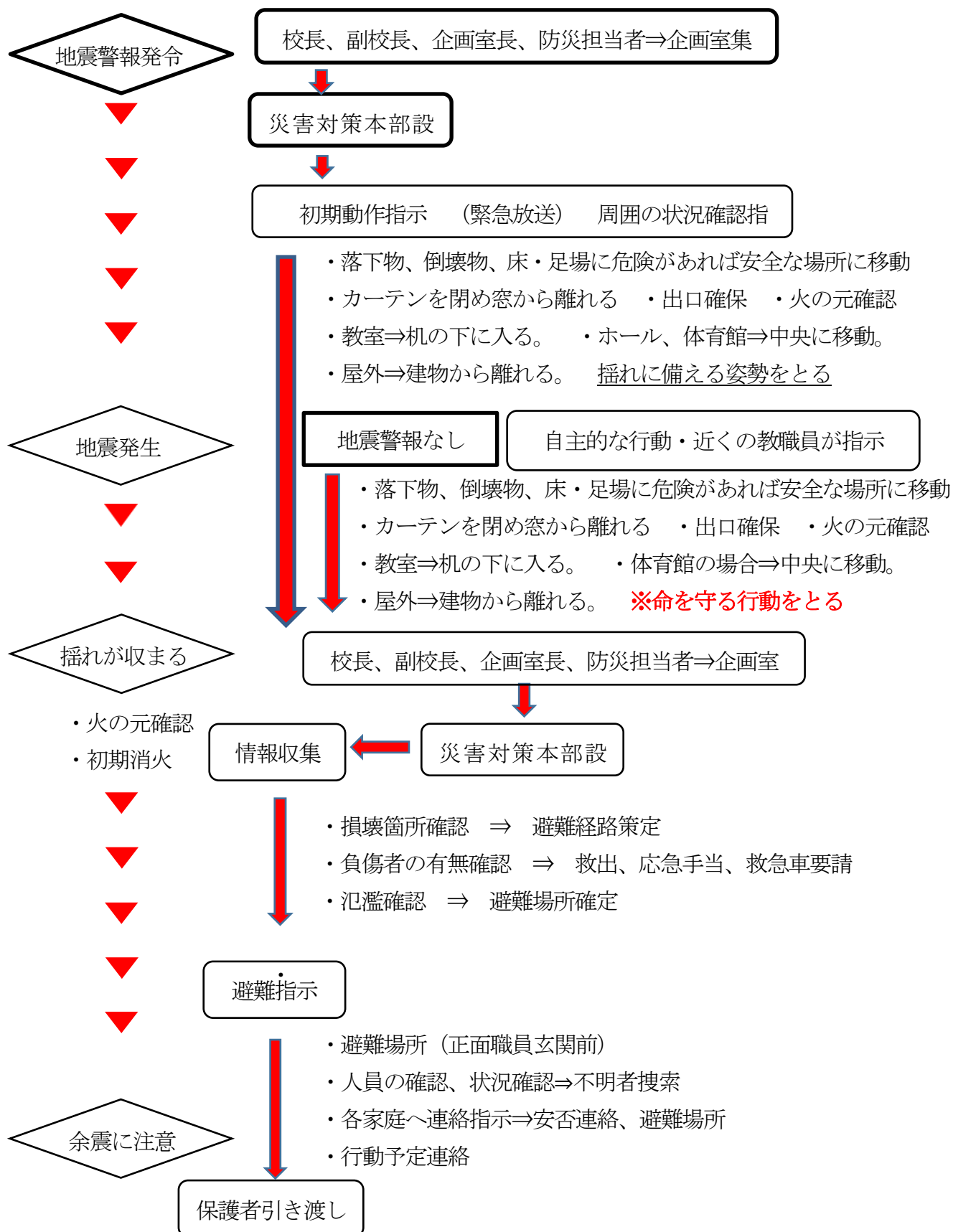
第1節 火災

火災発生時の対応について



第2節 地震

地震発生時の対応について



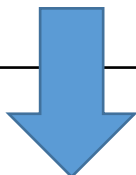
第3節 氾濫

氾濫の対応について

情報収集

気象庁から氾濫警報が出された場合は、東京都・町田市等行政機関の指示に従う。

突発的な災害により、川の氾濫が予想される場合は、火災・地震と同様に企画室を本部都市、緊急対応の体制を取る。



避難誘導について

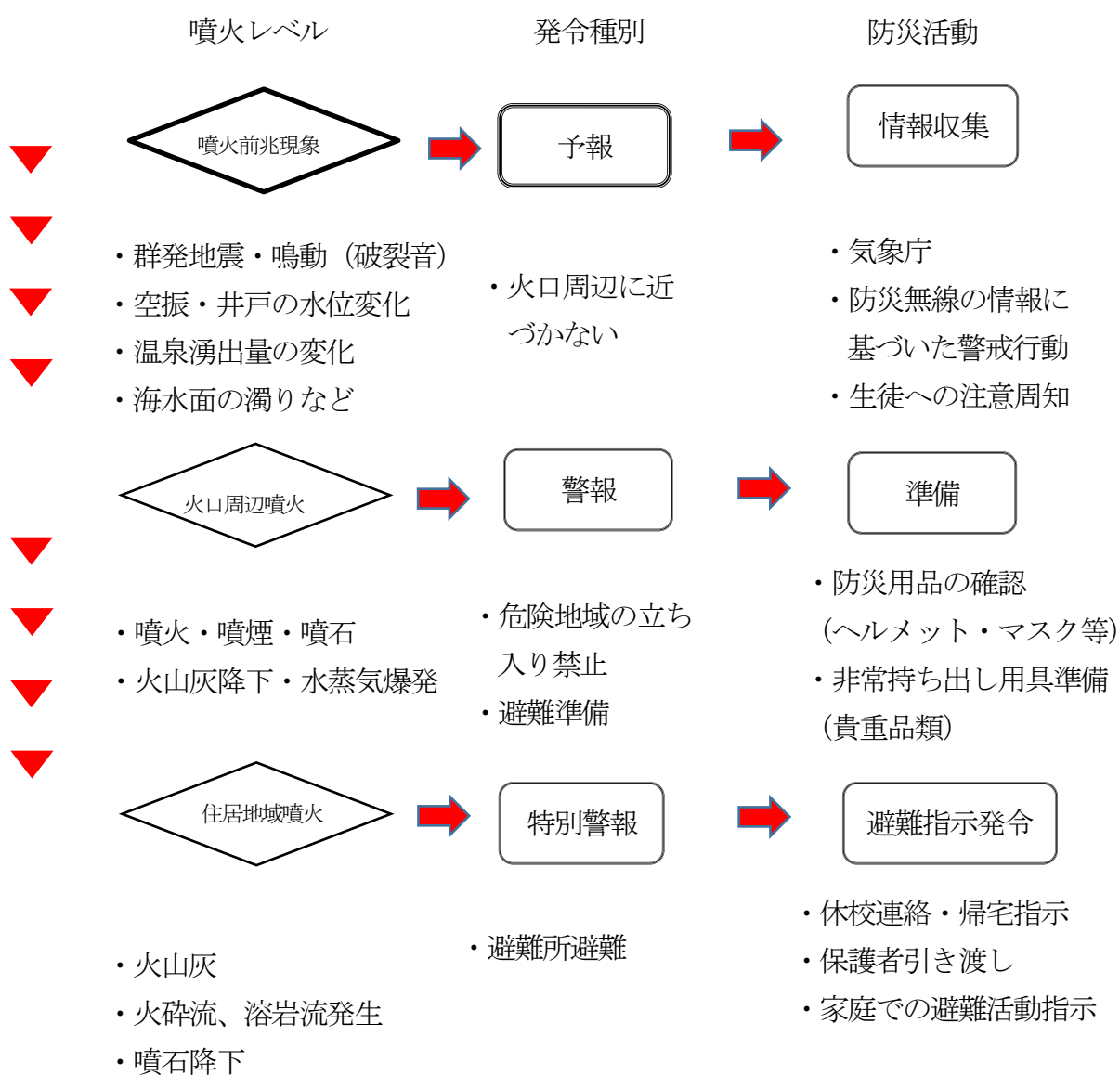
- ①地震の対応と同様
- ②近隣河川の水位について情報を集約する。

第4節 火山噴火

火山噴火時の対応について

火山噴火時の対応（1）

噴火の前兆現象があり、気象庁や国や都から噴火レベルに応じた段階的な避難指示がある場合はその指示に従い避難行動を行う。



※ 富士山噴火を想定

第5節 台風

台風時の対応について

情報収集

気象庁発表の注意報（大雨・洪水・強風）、町田市防災会議の方針等が発表された時点で生活指導主任は情報収集



状況判断・決定

全日制：警報（大雨・洪水・暴風）や道路封鎖、土砂災害の情報が出た時点で、副校長及び3主任が協議し、休校・自宅又は学校待機・帰宅指示等を協議し、バス運休時は臨時休校も含めて考慮し、学校長が決定する。詳細は学校ホームページに記載する。



教員への周知

教職員緊急電話連絡網を利用する。



生徒・保護者への周知

始業前（全日制：午前6時以降）に警報が解除された場合は、ホームルーム担任は保護者・生徒に電話連絡を行う。登校後→副校長は、教職員・全生徒に決定情報を周知する。



生徒帰宅方法

安全に帰宅できないと判断された場合は保護者に連絡をし、引き取りを依頼する。但し、独り暮らしの生徒が居ることから管理職の指示によりタクシーを利用する場合もある。生徒は帰宅後に学校へ電話連絡をする。



記録

根拠となる資料として、気象庁等発表のデータ等を記録しておく。

第6節 落雷

落雷時の対応について

- 屋外での体育活動等において、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。特に、指導体制が変わった場合等にも対応に遺漏の無いよう十分留意すること。
- 生徒等においても、落雷の危険を感知した際には、ためらうことなく指導者に申し出るよう、子供の発達段階等を踏まえつつ指導すること。また、登下校中の対応についても留意すること。
- なお、落雷の兆候やそれに係る対応等としては以下が考えられる。
 - ・ 厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意する
 - ・ かすかでも雷鳴が聞こえる際には落雷の危険がある
 - ・ 落雷の危険がある場合には、すぐに安全な場所
(鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部) に避難する

このほか、気象庁ウェブサイトにおいて、雷注意報等の発表状況や、雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が提供されているので、こうした情報の活用も考えられる。

6 校内事故

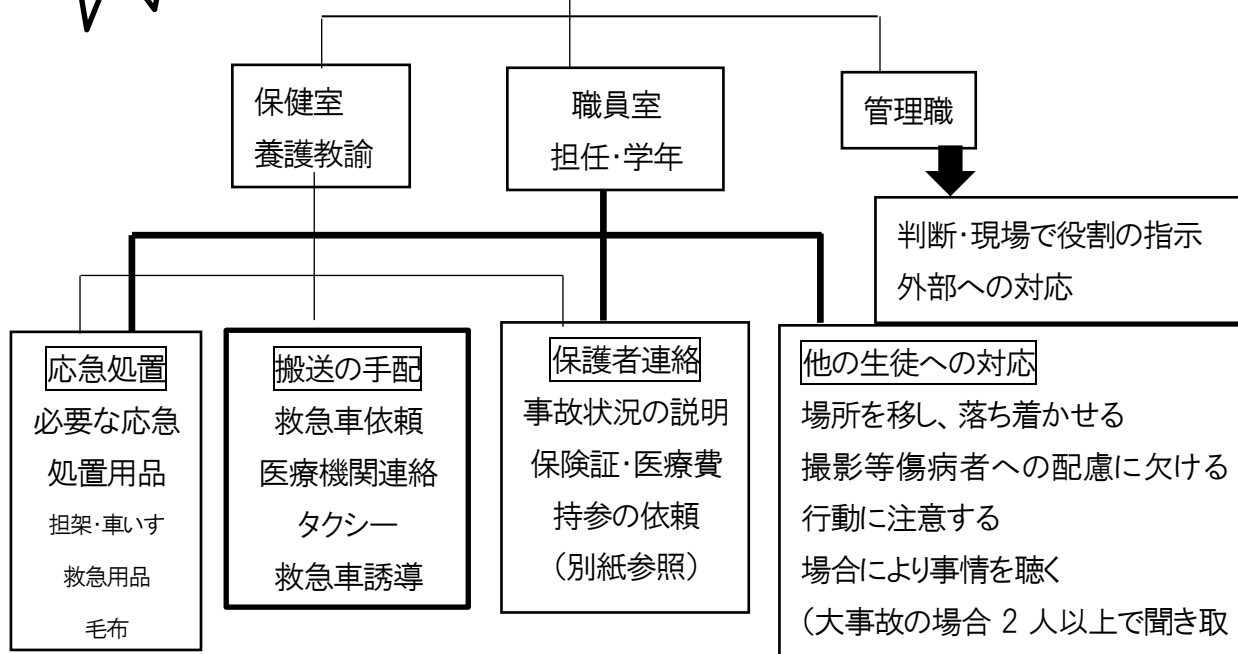
通常時



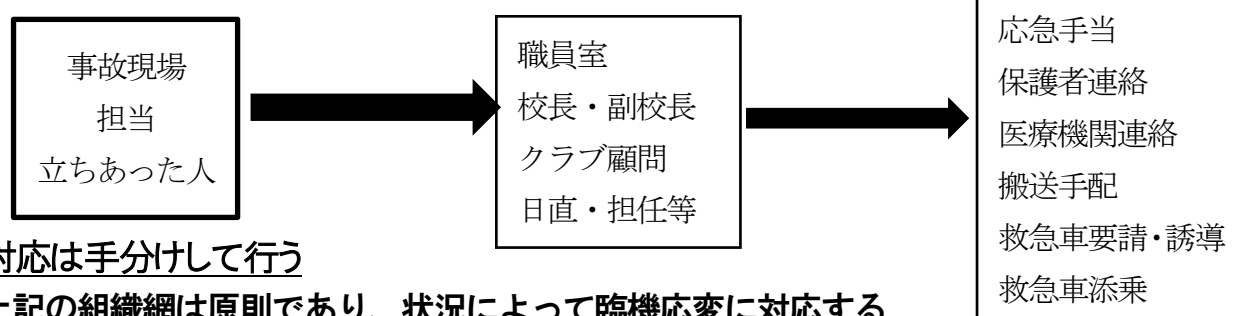
発見者は傷病者から離れない。

そばにいる人に応援を依頼する。(生徒・隣のクラス等)

目安として5名は必要。(現場の役割の指示出し・応急手当・搬送の手配・保護者連絡・他の生徒対応・救急隊誘導など)



休日・休業中(通常時に準じて手分けして迅速に対応する)



対応は手分けして行う

上記の組織網は原則であり、状況によって臨機応変に対応する

事故発生から救急車要請、保護者連絡、医療機関への連絡内容について時間の経過を追ってメモする

救急車の添乗は、必ず教職員とする

・第1発見者(事故状況を把握している者) ・担任 ・その他の職員

※救急車を要請したら経営企画室に連絡し、校門で救急隊を現場まで誘導する

状況に応じて

・教育委員会、保健所、警察署などと連絡をとる

・警備体制を整えて部外者の立ち入りを禁止する

・報道機関・その他の訪問者に対応する者を一人に絞る

第1節 事件・事故

事故発生時の対応について

1. 基本的な考え方 ・首から上のけが、熱中症、アナフィラキシーなどに関しては特に慎重かつ迅速に対応をする。
2. 初期対応・報告 ・教職員に応援を要請し、副校長に連絡する。(次頁校内救急体制・緊急時の対応参照)
3. 保護者への連絡 ・医療機関への移送前に保護者に連絡(自宅・職場・携帯電話等)し事故の概要を伝え、移送手段(保護者来校か職員付き添い)及び受診医療機関について打ち合わせを行う。
・保護者に連絡がつかない場合は、医療機関に関して生徒に承諾を得る。
4. 医療機関への移送から帰宅までは**状況により判断する**。原則として(1)～(2)となる。(必ず保護者の同意を得る)
(1)保護者に学校への来校を依頼し、保護者に引き渡す
(2)学校から職員付き添いで医療機関に連れていく。
①保護者に直接医療機関に来てもらい、その後、保護者に引き渡す。
②保護者が医療機関に来られず、医師の指示により学校に戻ってよいと判断された場合、生徒を連れて学校へもどる。
5. 上記4の(2)の状況で救急車要請を必要としない場合
タクシーで移送・・・移送前に経営企画室にタクシー使用を申し出て現金を受け取る。
原則往路のみ。帰りは公共交通機関を利用する。

※健康保険証がない場合、ほとんどの医療機関が窓口で10割支払となる。
後で健康保険証を持って行った際に払い戻し。連絡時には保護者に健康保険証持参をお願いする。
学校管理下の傷病では○青医療証より日本スポーツ振興センターの給付金請求を優先する。(加入者)
医療券等を使用する場合は、医療機関にその旨を伝えて下さい。

6. 学校管理下での傷害 医療費

独立行政法人日本スポーツ振興センターに申請し給付金を請求。(東京都の高校生医療費助成制度【○青医療証】より優先する。本人が保健室に申し出て手続きする(加入者のみ)。

PTA団体傷害保険・・・PTA「団体傷害保険」等への申請は加入者が直接電話。

7. 対応の基準(目安)

	受傷部位	状況	移送手段	参考:救急車以外で受診する場合(事前に電話確認)
1	頭部	吐き気 嘔吐 意識障害	救急車	・まちだ脳神経外科 042-798-7337 根岸町27-1 ・町田市民病院 042-722-2230 旭町2-15-41 ・鈴木脳神経外科 042-710-6577 (町田警察署裏) 旭町3丁目1-15 メディカルビル 2F
2		一瞬でも意識消失した場合		
3		痛み、頭重感等の自覚症状が強い		
4		出血を伴う怪我		
5		高い位置から落下した 自覚症状(軽)		
6	眼	痛み(軽)他に自覚症状なし	タクシー	・山森眼科 042-794-0003 木曽西3-20-6 ・すみ眼科 042-792-4113 グランハート町田
7		激しい痛み(骨折の疑い)	救急車	
8		眼球の打撲・損傷	救急車	
9	鼻	骨折の疑い	タクシー	・町田市民病院 042-722-2230 旭町2-15-41
10	歯	脱臼	救急車	
11	その他の部位	脱臼・骨折・大出血・アキレス腱断裂等	救急車	・ただお整形外科 042-793-0201 ・南多摩クリニック 042-793-7776 ・やまざき整形外科・外科 042-794-4960 ・多摩丘陵病院 042-797-1511
		脱臼・骨折等の疑い(自覚症状軽い)	タクシー 救急車	
		歩行困難な捻挫、肉離れ 他		
12	熱中症疑い	自力で水分摂取できない・ 意識障害・体温上昇・吐き気等	救急車	・しながわ内科・循環器クリニック 042-791-1545
13	その他	歩行困難・自覚症状が強い	救急車	

医療機関の案内、応急手当のアドバイス(24時間無休)

・救急相談センター #7119
または 042-521-2323

厚生労働省 医療情報ネット



学校医

やました内科・脳神経クリニック
(山下 弘一先生)
電話 042-794-6327
住所 町田市山崎町2055-2

第8章 危機発生時の対応

1 校内での事故発生時の対応

- (1) 発見者は直ちに管理職、養護教諭、学級担任に連絡し、事故の状態・生徒の症状に応じて適切に対応する。
 - ア 重篤と思われる場合は救急車を要請し、救命処置を実施する。
(発見者が付き添い、校内体制で保護者連絡 以下同様)
 - イ 頭部・頸部を負傷した場合は、救急車を要請する。
 - ウ 病院での処置が必要と思われる場合は、直ちに病院へ連絡し搬送する。
 - エ 軽傷であれば、その場で処置するか職員室（または保健室）で対応する。

【救急要請の目安（参考）】

・呼吸停止・大量出血・ショック症状・意識不明（混濁）・頭部、頸部の損傷・骨折 等

【救急車到着までの処置】

・心肺蘇生・AED・直接圧迫止血・適切な体位確保・保温・給水 等

- (2) 病院搬送時には教員1名が同乗し、状況が分かり次第、速やかに副校長に報告する。以降、状況が判明するまで及び保護者へ引き渡すまで学校との連絡を続ける。なお、状況報告の内容は時系列で記録を残す。
- (3) 付き添った者、又は担任は、症状や状況について速やかに保護者へ報告する。
- (4) 担任は、時系列による事故報告書を作成し、副校長に提出する。
- (5) 管理職は、西部学校経営支援センターに事故発生を報告する。以後、時系列による事故報告書を作成する。

2 不審者侵入時の対応

- (1) 校内で見覚えのない人物を発見した場合は、声掛けをして反応を観察する。
- (2) 不審者と判断したらすぐに警察（110番）に通報する。その後、応援要請し見失わないよう注意しながら直ちに管理職へ連絡する。
- (3) 生徒の安全確保を最優先とし、不審者が生徒の目に触れることがないように留意する。
- (4) 可能な限り複数で対応し、口頭で退去を求める。
- (5) 校地外まで退去するのを確認し、再侵入に備えて校内巡視を行う。また、警察に状況を報告する。
- (6) 退去に応じない場合は、警察に通報する旨を伝える。その際、危害を加えられるおそれがあることを想定し椅子やサスマタを使用する。管理職は警察（110番）に通報する。
- (7) 詳細は別途「不審者対応マニュアル」を参照する。

3 交通事故等の対応

生徒の登下校時や、校外学習、授業におけるフィールドワーク等の教育活動の場面で発生する可能性がある。校外の教育活動については必ず事前に計画を管理職に報告、相談し、校長決定をして保護者へ周知して実施する。

(1) 事故発生連絡を受けた場合 まず救急への通報の確認をする。

ア 救急車要請の有無について確認する（未要請であれば早急に119番通報する）。

・救急搬送時には1名同乗する。

イ 事故対応が可能な教職員（管理職・生活指導部等）複数名が事故現場へ急行する。

ウ 救急処置（出血等の確認→気道確保→呼吸の確認→人工呼吸・心臓マッサージ・AED使用）

エ 情報収集を行う。

・負傷生徒氏名 ・目撃者の確保 ・事故の経過 ・負傷の程度

オ 学校に連絡する。

・被害生徒状況（氏名、負傷の状況、事故の経過） ・救急車の搬送先

カ 保護者に連絡する。

・学校にいる教員で対応し、被害生徒の状況（負傷の状況、事故の経過、搬送先）の要点を整理して説明する。

キ 管理職は、事故の第一報を西部学校経営支援センターに報告する。以後、時系列による事故報告書を作成する。

4 生徒の問題行動対応

問題行動の阻止、安全確保を第一とする。

(1) 問題行動を発見、または報告を受けた者は、すぐに現場に向かい状況確認や現場対応に当たる。

ア 闘争行為は、安全に静止させる。

イ 関与した生徒を全員その場に留めさせる。

(2) 被害生徒が存在する場合、被害生徒の保護を最優先とする。

ア 管理職に連絡し、手当てや病院搬送をする。また、心理的なケアに努める。

(3) 事情聴取は生活指導部を中心に計画を立て、全教員で対応する。

ア 事実確認の聴取は複数教員で行う。

イ 時系列で記録を取り、内容を保存し情報を共有する。

(4) 聴取の際は、生徒の人権を重んじる。

ア 事実確認に努め、誘導・憶測は絶対にないように留意する。

イ 拘束時間や言葉遣いには細心の注意を払い慎重に対応する。

- (5) 聴取の内容は、行動の経緯について生徒本人が時系列で書いた資料を基に、不十分な部分を聴取して完成させる。
- (6) 担任は、発生時から経過を時系列で整理し、必ず文書で残しておく。
- (7) 問題行動の指導は、当該生徒の学年団が生活指導部に相談の上、指導計画を立案し、管理職を含め全教職員が協力し組織的に行う。

5 生徒の行方不明時

- (1) 学校内・・・発生 → 目撃情報等、正確な情報の把握

ア 初期対応

- ・ 行方不明が発生した場合、気付いた者はすぐに職員室に連絡する。同時に、近くの教員と共に心当たりの場所を搜索する。連絡係を置き、担任、生活指導部、副校長に連絡する。
- ・ 他の生徒の安全を確保する。

イ 第一次搜索

- ・ 校舎内外（敷地内）を搜索する。
- ・ 対策本部を設置【副校長、担任、経営企画室長】
- ・ 副校長が招集し、情報の収集及び対策に当たる。
- ・ 副校長は、校長へ行方不明の発生について報告する。
- ・ 教員が搜索経過の記録を行う。
- ・ 他の生徒の安全を確保し、可能な範囲で授業を継続しながら搜索を継続する。校務に支障がない範囲で、他の教員も搜索に当たる。

ウ 第二次搜索（校外に出たと判断した場合）

- ・ 副校長が全体の窓口となり、関係機関や保護者等へ連絡する。
- ・ 保護者には原則自宅待機を依頼するとともに携帯電話等で確実に連絡が取れるようにする。
- ・ 搜索人員、範囲、方法等、本部の判断と指示により行う。
- ・ 搜索者は該当生徒の「緊急時連絡カード」等を活用し、情報を収集する。地図と携帯電話を所持して搜索する。また、定期的に本部へ連絡する。

エ 全職員の招集

- ・ これまでの経過と状況を踏まえ、必要がある場合は管理職の判断の下、臨時で全職員を招集し、経過の報告や今後の対応策等の情報を共有する。

オ 第三次搜索

- ・ 対策本部で、関係諸機関との対応を中心として搜索する。

カ 発見

- ・ 外傷や心的異常の有無、着衣の乱れの有無、持ち物の変化確認。発見の報告校内放送、捜索者への連絡、関係機関への報告

キ 事後処理

- ・ 事故報告書の作成（経過、原因、再発防止対策）
- ・ 関係機関へのお礼の連絡

（２）登下校時・・・発生 → 第一報、保護者や友人から情報の把握（服装、持ち物、所持金、生徒証等の有無）

ア 初期対応

- ・ 副校長に報告するとともに、学校付近の通学路、バス停、公園等を捜索する。
- ・ 他の生徒の安全を確保する。

イ 第一次捜索

- ・ 対策本部を設置【副校長、担任、経営企画室長】
- ・ 副校長が招集し、情報の収集及び対策に当たる。
- ・ 副校長は、校長へ行方不明の発生について、報告する。
- ・ 教員が捜索経過の記録を行う。
- ・ 他の生徒の安全を確保し、可能な範囲で授業を継続しながら捜索を継続する。校務に支障がない範囲で、他の教員も捜索に当たる。

以下、第二次捜索以降は「（１） 学校内」と同様の対応とする。

第２節 疾病等

１ 感染症の対応

「学校において予防すべき感染症」（表１）が発生した場合、直ちに全教職員で情報を共有し、全校生徒の健康状態を把握する。また、管理職は、管轄保健所、学校経営支援センター及び学校健康推進課へ連絡し、随時学校医と相談しながら以下の初動対応を参照し、感染を拡大させないように努める。

＜学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準＞（表１）

学校保健安全法施行規則（令和５年５月８日一部改正）より

	病 名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては、３日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

(1) 感染性胃腸炎等の疑いがある生徒・教職員が嘔吐した場合の処理方法

- ア 窓を開けて換気を行いながら作業する。
- イ 感染該当者の血液・体液・吐物・糞尿等を介しての感染拡大が予想されるため、吐物処理セットを使用し、処理マニュアルに沿って作業する。絶対に吐物に直接触れない。
- ウ 吐物を新聞紙や使い捨ての布、キッチンペーパーで覆う。
- エ 吐物を中央に集め、ゴミ袋（ビニール性）に入れる。
- オ 床等を消毒液（次亜塩素酸ナトリウム0.1%液）で布やキッチンペーパーに染み込ませ2回拭く。
- カ 外側の手袋を裏返してはずし、使い捨てエプロンはゴミ袋に入れる。
- キ 消毒液が残っていれば、ゴミ袋の中かけ入れ、感染源が飛散しないように静かに袋を縛る。
- ク もう一枚のビニール袋に吐物処理後のゴミ袋を入れ、マスク、手袋（2枚目）を外して破棄する。
- ケ 消毒後も30分以上の十分な換気を行う。
- コ 最後に、石鹸を使用して手洗いを行う。

(2) インフルエンザについて

- ア 流行期における、38℃以上の急激な発熱、頭痛、咳、咽頭痛、鼻水、筋肉痛、関節痛がある時には、他の生徒への感染拡大を防止するため、当該生徒を教材室もしくは保健室などに移動させ、体温を確認し休ませる（以降は他の生徒と接触しないよう十分注意する）。
- イ 保護者に連絡を取り、状況を説明して引き取りを要請する。

(3) 集団感染の発生が疑われる場合、集団感染が発生した場合

- ア 出欠席にかかわらず同様の症状を訴えている生徒が多数認められる場合、副校長は、管轄保健所及び学校経営支援センター並びに学校健康推進課に報告する。
- イ 症状のない者への感染も予想されるので、帰宅については管轄保健所及び学校経営支援センター並びに学校健康推進課の指示に従う。
- ウ 管理職は、学校の全体的な状況が判明次第、臨時休校について学校経営支援センター及び学校健康推進課と協議するとともに、管轄保健所による接触者の健康調査、消毒等に協力し、保護者への適切な情報提供に努める。大規模な流行範囲、流行期間である場合は、長期の学校閉鎖も検討する。
- エ 感染症の種類や発生状況、地域への拡大状況により、きめ細かい対応が必要なため、学校再開については、流行状況などを鑑み、随時学校経営支援センター及び学校健康推進課並びに管轄保健所と相談して決定する。

2 食中毒発生時の対応

- (1) 発見者・連絡を受けた者は、管理職、養護教諭へ報告の上、生徒の症状が軽ければ、二次感染に留意しながら、保健室に運ぶ。
- (2) 該当生徒に直ちに応急処置を実施し、病院への搬送を検討する。また、他の生徒についても異常の有無を確認する。
- (3) 病院に搬送する場合、担任は保護者に連絡を取り、救急車の場合は副校長が、タクシーの場合は担任が手配する。担任は病院まで付き添う。
- (4) 担任は病院搬送時より逐一状況を学校に連絡する。帰校後、時系列で報告書を作成する。
- (5) 吐物がある場合は「吐物処理セット」を使い、手順に従って正しい方法で処理をする。
- (6) 西部学校経営支援センター及び健康推進課並びに所轄保健所への連絡、事故報告書の作成は管理職が行う。
- (7) 複数名の食中毒が疑われる場合または確認された場合には、速やかに学校経営支援センター及び健康推進課並びに保健所に報告するとともに、原因を究明し、再発防止に努める。

3 食物アレルギー症状を発症した場合の対応

本校では入学時に食物アレルギーについてのアンケートを実施し、生徒の実態把握を行っている。予防的対応として、生徒のアレルゲン物質・エピペン使用者の把握と共通理解が必要である。

(1) 食物アレルギーによる症状への対応

アレルゲンを含む食品を口に入れた時には、すぐ口から出させ、口をすすがせる。

アレルゲン物質を大量に摂取した時には、ただちに病院に搬送し適切な処置を受けさせる。

(2) アナフィラキシーの緊急対応

緊急性の高いアレルギー症状、特にショック症状が発現している生徒がいる場合は、すぐに救急車等を手配し、その場から動かさない。反応・呼吸がなければ心肺蘇生・AEDを実施する。また、該当生徒がエピペンを処方されている場合は、ただちにエピペンを使用する。

〈解説〉アナフィラキシー

即時型アレルギー反応の一つ。多臓器に症状が現れ、時にショック症状として頻脈、虚脱状態、意識障害、血圧低下などを引き起こす。例) 顔色が悪い、ぐったりしている、呼びかけに応答しない、またはかすかに応答する

〈参考文献〉 「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル小・中学校編」(日本学校保健会)

第3節 個人情報等の保護と管理について

- (1) 個人情報の管理は、組織・個々の教員の段階で細心の注意を図る。
- (2) 情報漏洩防止のため、自宅でのファイル交換ソフトは使用禁止とする。
- (3) 私物U S BメモリやS Dカード等の学校内への持ち込み・使用は禁止とする。
- (4) 登録U S Bは貸出記録簿に記入し、管理職から許可を得た上で使用する。
- (5) 指導要録記入の際は指導要録貸出記録簿に記入し管理職から許可を得る。
- (6) 個人情報の内・外部とのやりとりは、個人情報授受簿に記入し、管理職の許可を得る。
- (7) 通知表は、絶対に持ち帰らない。
- (8) 教務手帳は、引出しやロッカーに鍵を掛けて管理する。
- (9) 情報の紛失・漏洩等の可能性がある場合は即座に管理職に報告する。
- (10) 不要な生徒の個人情報は収集、蓄積しない。
- (11) 生徒指導票、緊急時連絡カード等の内容は毎年見直す。
- (12) 生徒・保護者、地域から寄せられた意見・要望・苦情等は、内容にかかわらず管理職に報告し、学校組織として迅速に対応する。

第4節 頭部打撲

頭部打撲は表面的な外傷にとどまらず、意識消失や記憶障害を伴うもの、受傷後しばらくたってから症状出現・悪化するもの等もあるため、軽視せずに適切な対応が求められる。この研修会では学校生活で受傷場面が多く、誰でも第一発見者になりえる頭部打撲を正しく理解し、緊急時に慌てずに迅速に判断と対応ができるようになることを目的とする。(大げさなようでも、頭部・頸部のけがの場合は原則、受診)

(1) 注意しなければならない症状

頭部打撲は頭がい内出血をしている場合もあるため、原則的に医療機関を受診。

(出典：『初心者のためのフィジカルアセスメント ―救急保健管理と保健指導―』東山書房)

(2) 観察のポイント・注意点

頭蓋内出血で急変するのは受傷後6時間以内。頭を打っても意識がしっかりしていて、吐き気がなければ、1～2時間様子をみてから医療機関を受診してもよい。その間に少しでも意識が悪くなるようであれば即医療機関へ。

(3) 重症度判断・救急搬送の目安

＜救急搬送を要する症状＞

意識障害、手足の麻痺、言語障害、けいれん発作、耳や鼻からの出血(液体の漏出)、瞳孔の左右差、呼吸障害

もうろうとしているような軽い意識障害は見逃されやすいので注意。

すぐ眠りこける、目を開いているがぼーっとしているような状態は意識障害。

＜救急搬送の必要はないが、受診を勧める症状(脳震とう症状)＞

意識消失、けいれん、健忘、頭痛、頭部の圧迫感、嘔気・嘔吐、めまい、ぼやけて見える、ふらつき、光に過敏、音に敏感、素早く動けない、霧の中にいる感じ、集中できない、思い出せない、疲労・力が出ない、混乱している、眠い、感情的、いらいらする、悲しい、不安・心配、なんとなく変 等

(4) 救急処置・対応

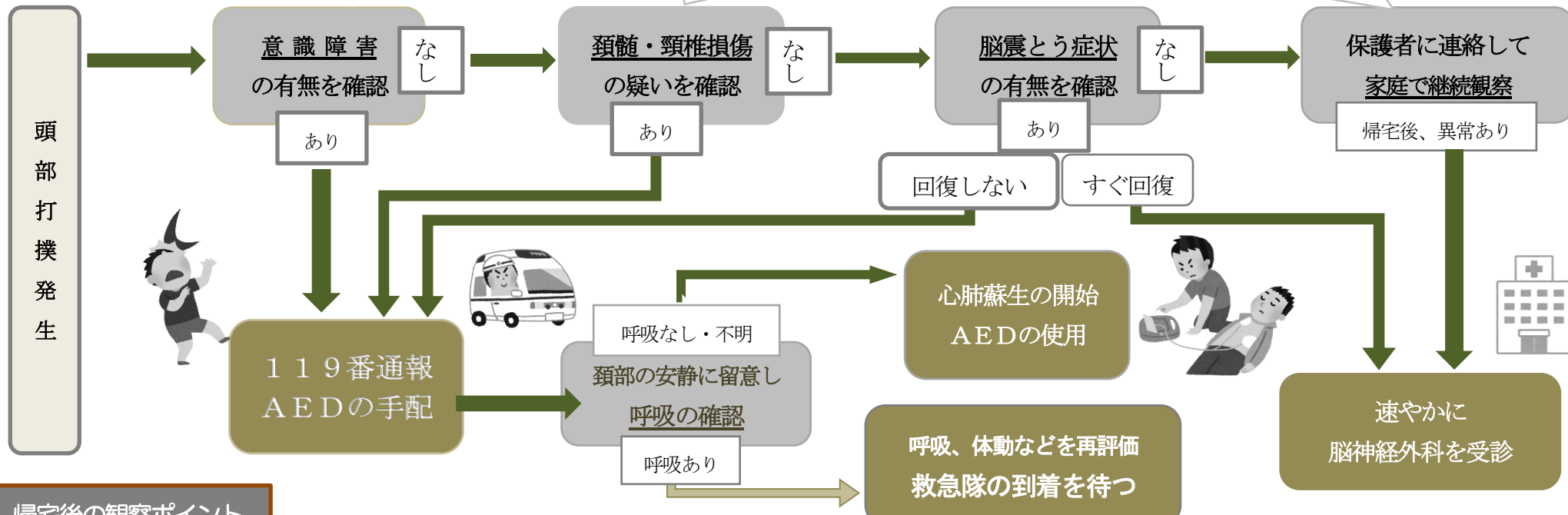
出血がある場合は止血。
(耳・鼻の漏液は圧迫しない)

眼が開かない
話することができない
前後のことを覚えていない

★手足の麻痺
★筋力の低下
★しびれ
★異常感覚

★頭痛 ★吐き気
★気分不快 ★けいれん
★普段と違う行動パターン等

受傷後、時間が経ってから
頭痛、おう吐、麻痺 等が
出てくる場合もあるので
2〜3日は注意深く観察。



帰宅後の観察ポイント

頭部打撲後の症状は、数時間後～数ヶ月後に現れることもある。以下
のような症状がみられる場合には、速やかに医療機関を受診するよう、
保護者・本人にしっかりと伝える。

- | | | |
|----------------|------------|-----------|
| 1 意識がはっきりしていない | 2 嘔吐する | 3 手足がしびれる |
| 4 頭痛がひどくなる | 5 けいれんが起こる | |

出典：『スポーツ事故防止ハンドブック』（独立行政法人日本スポーツ振興センター 平成26年度
文部科学省委託事業スポーツ事故防止対策推進事業）を加工して作成

＜医療機関受診をせず、経過観察を行う場合＞

- * 打撲部を冷却の上、安静にし、1時間以上の経過観察。
- * 保護者連絡を必ず入れる。帰宅後の観察と症状に応じて
速やかな医療機関受診を行うよう依頼。



第5節 けいれん対応

けいれん(痙攣)とは、発作的に自分の意思とは関係無く起こる筋肉の収縮のことをいう。全身のけいれんから身体の一部に現れる小収縮まで様々なものが含まれる。「けいれん=てんかん」と考えがちであるがてんかん以外でも全身のけいれんが起こる可能性は十分ある。

(1)主にみられる症状

けいれんは、脳の電氣的活動（脳と脊髄、神経、筋肉などとの情報交換のための電気信号）が乱れたときに発生する。異常放電が脳のどこで起きたかによって、けいれんの出方は変わる。ガタガタ震える、急に手足を硬くして突っ張る・あるいは曲がったまま、眼球上転（眼が左右のどちらかにぎゅっと傾いている・白目を向いている）など様々な症状がある。

けいれんの原因となる疾患

- ・熱中症 ・頭部外傷 ・頭蓋内出血 ・低血糖 ・髄膜炎 ・てんかん
- ・過換気症候群 ・薬物中毒 ・熱性けいれん（5歳くらいまでの小児） など

(2)観察のポイント・注意点

* バイタルサイン

☐意識の有無 ☐呼吸 ☐顔色・表情 ☐脈拍/SpO₂ ☐体温

* けいれんの様子

☐どのような状況で起こったか ☐けいれんの持続時間

☐けいれんの始まり方と拮がり方（手足がかたくなってから、全身ガクガクが始まった等）

☐けいれんに左右で差があったか ☐眼球はどこに向いていたか

☐けいれん後の様子（ぼんやりしていた、手足にまひがあった等）

☐嘔吐や失禁の有無 ☐打撲による外傷の有無 ☐チアノーゼの有無

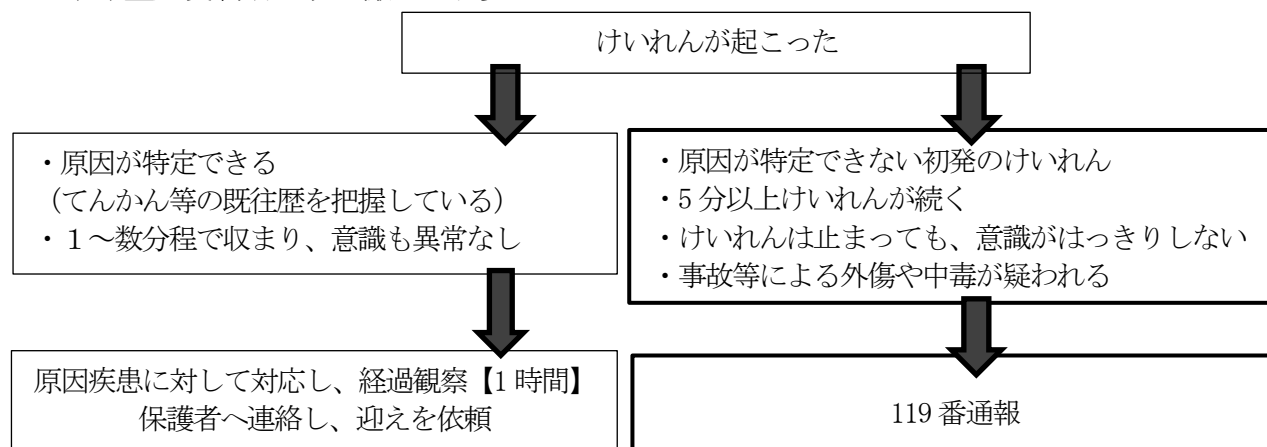
～注意点～

*本人はけいれん時の状況が分からない場合があるので、周囲の人が状況を把握することが重要。

*一旦けいれんがおさまっても、再度起こることもあるので、観察は継続する。

*周りに生徒がいた場合、可能であれば状況の聞き取りをする。動揺や不安を抱いている場合、落ち着かせる声掛け、場所を移動させる等の対応をする。

(3) 重症度判断・救急搬送の目安



(4) けいれんが起きた時の対応

まずはアクションカードと応援を要請する。本人対応、他の生徒対応、保護者対応など複数で行う。呼ばれた人が持参するものとして、パルスオキシメータ、毛布類、応急処置用品、記録用筆記用具、担架や車いす等

○安全確保 (本人のけが防止)

周囲の危険なもの (火、熱湯、倒れそうなもの、鋭利なものなど)・危険な所 (高所、階段、車道や線路の端、プール等の水場、機械の近くなど) から遠ざける。広く、平らなところで横にさせる。なるべく暗いところ (光が刺激になることも)。頭部を床などでぶつけないように、柔らかいタオルや枕で保護する。

○けいれん中 (気道の確保)

呼吸しやすいように衣服のボタンやベルトを緩める。(メガネ、ヘアピン等も外す。) 食事中・直後は嘔吐により窒息する可能性があるので、あごを上にあげて顔を横向きにする。(※大きくけいれんしている場合、無理に顔や身体を動かそうとしないこと)

○けいれん終了後

気道確保を行った状態で、顔を片側に向ける。可能であれば、回復体位へ移る。毛布等で保温をして意識回復まで注意深く見守る。

東京都立山崎高等学校における 不審者対応マニュアル



※所属教室・分掌等をお書きください。

- ※ 各クラスや教室・部屋等に1部配布いたします。
- ※ 各クラスや教室・部屋等に常時置いてください。なお各担任や火元管理者が管理してください。

不審者対応マニュアル

※フローチャートと照らし合わせてご覧ください。

対応1 『不審者かどうか声をかける』

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。大半は正当な理由があり、子どもに危害を加える恐れはありません。しかし中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりするものがあります。本資料ではそれらの者を「不審者」と呼びます。

学校では生徒を犯罪被害から守るために、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。なお、凶器を持ち暴力行為をおこなう恐れがある場合には、敏速に対応する必要があります、初動対応がとても重要になります。

1 不審者かどうか見分けるポイントの例

- (1) 受付を通っているか確認する。
 - 来校者用の名札やリボンをしているか？
 - 受付を無視したり、不審な言動を行ったりしていないか？
- (2) 声をかけて用件をたずねる。
 - 用件が答えられるか？（校内への正当な立ち入りの理由等）
 - 保護者なら子どもの学年・グループ・氏名等を答えられるか？
 - 職員に用事がある場合には、氏名・学年・教科等の担当が答えられるか？
- (3) 順路をはずれていたたり、不自然な場所に立ち入ったりしていないか？
- (4) 凶器や不審な物を持っていないか？
- (5) 不自然な行動や暴力的な態度は見られないか？



2 用件があきらかで、正当な場合は受付に案内する。

- 名札をしてもらう。
- 用件のある場所に案内する。



※た・こ・す

- ①「た」→だれかな？と疑問に思う。
- ②「こ」→こんにちは。と言かけ相手の動向をみる。
- ③「す」→受付は、すみしましたか？



対応2 『周囲の職員と職員室又は企画室に連絡』

校内への立ち入りは、様々な場所が想定される。大きく分けて屋外では、正門側や裏門側、校庭、側の畑。屋内では、校舎全体、体育館である。校内への立ち入りの正当な理由等を答えられなかったり、不自然な行動や暴力的な態度が見られたりする場合には、まず生徒の安全を守ることを念頭におき行動する。また一緒に行動している職員同士で協力し合い、発見場所周辺の職員や教室の教員や生徒に知らせるとともに、職員室の副校長又は企画室に不審者が校内にいることを連絡する。



1 具体的な手順

(1) 声をかけた際、校内立ち入りの正当な理由を答えられない。

屋内・屋外に関わらず、凶器を持っている等、遠くから見ても明らかに不審者であると判断した。

(2) 発見場所周辺の職員や教室の教員や生徒に不審者が校内にいることを知らせる。

(3) 職員室（内線 311～314）副校長や経営企画室（内線 212）、主幹教諭又は教員に不審者が校内にいることを知らせる。

(4) 連絡を受けた職員は、**すぐに110番通報する。**

(5) 更に全校放送で「(名前) 校長先生。お客様がきております。(場所) へお越しください。」と放送し、全

校へ周知する。そして**経営企画室職員**は、下記へ連絡する。

○七国山小学校 ○山崎中学校 ○カナリヤ幼稚園・保育園

○たかね第2保育園 ○第5地区自治会 ○山崎団地自治会 ○桜美林大学

○西部学校支援センター ○町田警察署

(6) 副校長1名、主幹、防災委員会、また空き時間の男性教諭は、複数で不審者発見現場へ向かう。具体的な人数は、副校長又は主幹及び防災委員会が決めて、不審者発見現場へ向かう。

※この際、各教室の対応として、周囲を警戒すると共に、教室の鍵を全部閉めたり、机や椅子等でバリケード築いたりする。

※特別教室で少人数授業をおこなっている場合は、授業を一時中断し、学年を問わず近くの教室に合流したり、職員室等の大人が多数いる部屋に合流したりする。

※男性教諭は、保健室に待機し保健室の安全と機能を守る。(2～3名)

※経営企画室職員は、企画室書類や金品等の保護にあたる。

～共通理解のお願い～

「(校長) 先生」とは ⇒ 不審者が校内にいることをさす。

「～ へお越しください」とは ⇒ 発見場所をさす。



通 報



対応3 『退去を求める』

不審者かどうかチェックをし、正当な理由がない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。素直に応じた場合でも、再び侵入する恐れがないかを見届ける必要があります。また、退去しない場合、再び侵入しうなった場合には、速やかに持ち物や暴力的な言動の有無等確かめるなどのチェックを再度おこないます。



1 退去を求める際や不審者が退去した後の留意点

(1) 言動や相手の態度に注意をしながら丁寧に退去するように説得する。

※相手に対応する時は、身を守るために最低1.5Mは距離をおく。

(2) 一端退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める。

(3) 再度侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるので、しばらくのあいだ対応した職員や顔や姿かたちを知っている者は、その場に複数で残って様子を見る。

(場合によっては近隣の住民や保護者等にも協力を願う)

2 退去をもとめて退去しない場合

(1) 退去を求めて、退去しない場合は、**対応4**の『危害を加える恐れはないか』を不審者と距離をおき対応する。



対応4 『危害を加える恐れはないか』

退去を求めても応じない場合には、生徒、職員に危害を加える恐れがないかどうか速やかに判断する必要があります。凶器や不自然な物を持っているか、またその恐れがあるか、暴力的な言動があるかどうか等から、危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内する等の迅速に対応します。

危害を加える恐れがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求めます。退去に応じない場合、あるいは退去に一旦は応じて、再び侵入した場合には、危害を加える恐れがあると判断した場合と同様の対応を迅速におこなう必要があります。このため、退去に応じた場合でも、その者が再び侵入しないか見届ける必要があります。

1 所持品に注意する



- (1) 凶器を所持していたら、直ちに「110番」通報する。
- (2) 不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
- (3) 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。

2 不審者の言動に注目する

- (1) 暴力を行使しようとする。
- (2) 制止を聞かず、興奮状態である。
- (3) 言動が不明瞭であったり、訳のわからないことを言ったりしている。

※このような場合は**対応5**の『校長室への隔離』や**対応6**の『暴力の抑止と被害拡大の防止』につとめる。

対応5 『校長室へ隔離、また生徒の

安全確保を放送で再度呼びかける』

子どもに危害が及ぶ恐れがあるという事態では、大切な子どもの生命や安全を守るために、極めて迅速な対応が必要です。まず丁寧かつ冷静に対応し相手の心を落ち着かせるように努力し、別室に案内し隔離する。

特に暴力的な言動がある場合には、対応する職員自身のために適当な距離をおく等に留意しながら、暴力の抑止に努める必要があります。隔離が出来ない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに他の職員と協力し、組織的かつ迅速に子どもの安全を守るための具体的な対応に移り、また必要に応じて近隣の人々や保護者等の協力を得るようにします。

1 別室に案内し隔離する

武器を持っていない場合には、校長室に案内し隔離する。そして周囲にいる職員は出入り口が一カ所になるように、不審者に気づかれないように鍵をかけたり、他の出入り口を衝立や椅子等で隠したりする。

不審者は、先に奥へ案内し、対応者（基本的に管理職）は身を守るために後ろから入り口近くに位置し、すぐに避難できるように入り口の扉は開放しておく。

2 暴力行為抑止と退去の説得をする

- (1) 複数の職員で対応する
- (2) 言動に注意し、間合いを取りながら説得する。



3 隔離したことを全校への周知する

校長室への隔離が成功したということを全校へ周知する必要があるので

「これからホームルームを行いますので、全員各教室に集合してください」と放送する。

特別教室や少人数で授業をしている担当の職員は、この放送後、本来の教室に合流するため、生徒を誘導する。この際なるべく、校長室の前を通らないようにして移動する。

～共通理解のお願い～

「これからホームルームを行いますので、全員各教室に集合してください」等、言葉を忘れた場合でも、全校に周知できる言葉で放送してください。

対応6 『警察が来るまで』

暴力の抑止と被害拡大の防止』

隔離できなかった、また隔離したが暴れだし抑止できない場合は、身近にある用具などを用いて適当な距離をおき、複数の職員で周りを取り囲むようにして移動を阻止し、生徒に被害が拡大しないようにする必要があります。

1 暴力の抑止と被害拡大の防止

生徒から注意をそらさせ、不審者を子どもに近づけないようにすることで、被害の拡大を防止しながら、警察の到着を待つことが防御の目的である。

(1) 応援を求める

- 大声を出す
- 警報装置や通報危機等で知らせる
- 笛や防犯ベルで知らせる
- 校内放送で知らせる

(2) 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止する。 (さすまたがベスト)

※防御に利用できる身近な物の例 (ポットや熱湯の入ったやかん)



(3) 警察が来たら、すぐに不審者の身柄を引き渡す



対応7 『負傷者がいるか放送で呼びかけ』

学校にいる生徒及び職員・保護者等の安全確認』

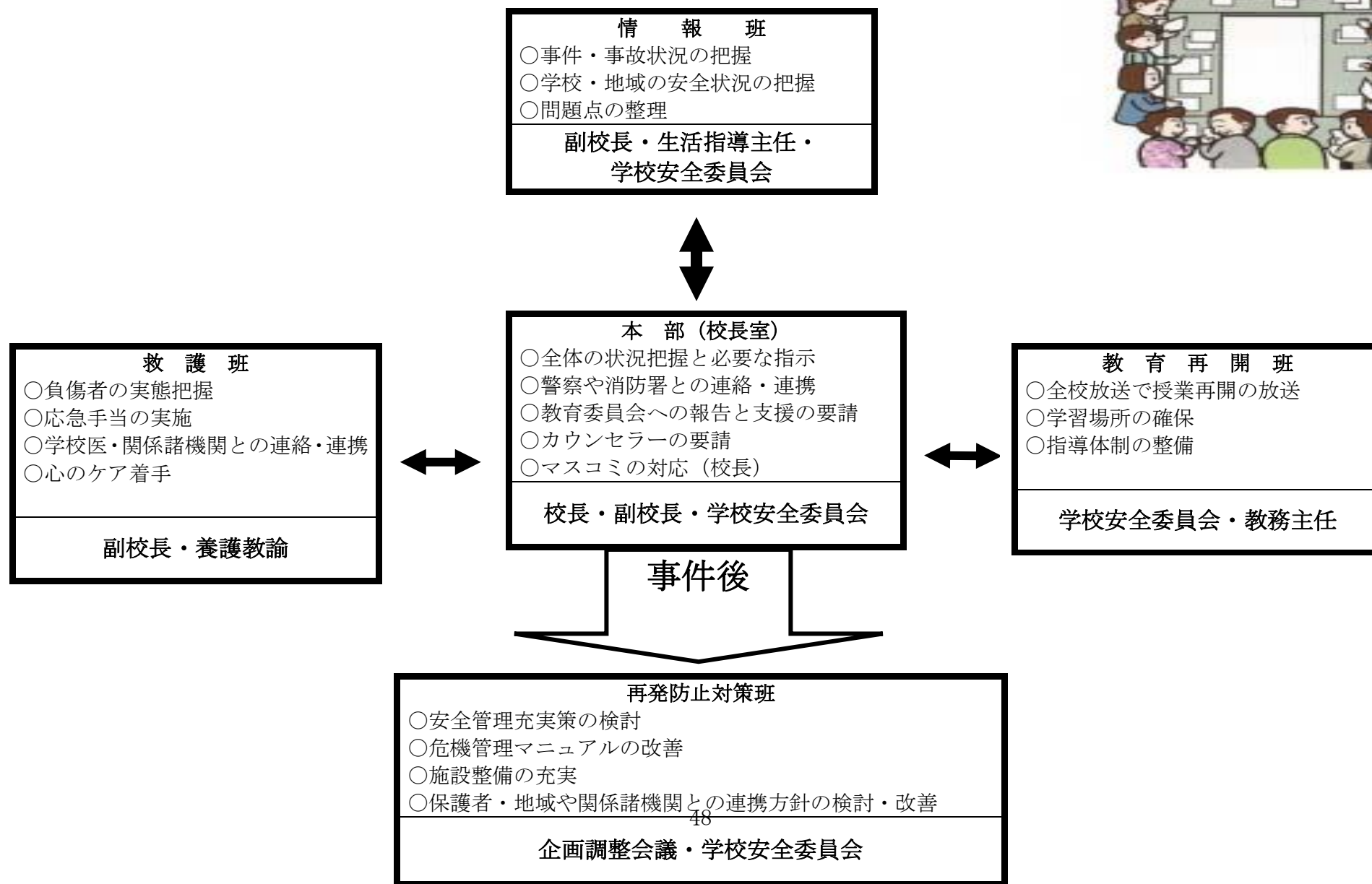
警察に不審者の身柄を引き渡したら、負傷者がいるか放送で呼びかけ学校にいる生徒及び職員・保護者等の安全確認をおこなう。

- (1) 各クラス担任が担任生徒のけが人の有無を確認し、校長室（以下本部）に報告する。
- (2) 経営企画室、主事室（技能職員室）※現在は委託業者 においても代表者が、けが人の有無を本部に報告する。
- (3) 保護者控え室等の各特別室や廊下や校庭は、防災委員会と主幹で見回り、来校者等のけが人の有無を本部に報告する。
- (4) けが人がいる場合は、すぐに保健室に連れて行き処置をしてもらう。また動かせない場合には、養護教諭に駆けつけてもらうように電話連絡や校内放送をおこなう。



対応 8 『事後の対応や措置をする』

1 事件・事故対策本部を発動し、事後の対応や措置を機能的におこなう。



不審者緊急対応マニュアル

※ 不審だと感じる人を見かけたら、自分自身と生徒を守る心構えと身構えを!!

← 最初の対応 →

← 組織的な対応 →

← 事後の対応 →

普段見慣れない人・あやしい人が校内に立ち入った

① 不審者かどうか声をかける

校内への正当な立ち入りの理由なし

正当な理由あり

受付に案内する

② 周囲の職員と

又は経営企画室（212）に連絡
職員室（201・213）に連絡

連絡を受けた職員は110通報

③ 退去を求める

退去しない

退去した

再び侵入しないか確認する

再度
進入

完全に
退去

④ 危害を加える恐れはないか

ある

ない

再び退去を
求める

⑤ 校長室へ隔離

隔離したことを全校へ周知する

更に強い抵抗がある場合

退去
しない

⑥ 警察が来るまで

警察に身柄を引き渡した

暴力の抑止と被害拡大の防止

警察が来たら、不審者の身柄を引き渡す

⑦ 負傷者の有無を放送で呼びかけ、学校にいる生徒及び職員・保護者等の安全確認

負傷者がいる場合は、保健室にて応急処置をおこなう。ケガの状況によっては、病院へ搬送

⑧ 事後の対応や措置をする

更に「（例示）大串校長先生」「大串校長先生」。お客様がいらっしゃっています。〇〇へお越しください」と全校放送をおこなう（※マニュアル参照）

※役割分担後すぐに連絡

○七国山小学校

○山崎中学校

○カナリヤ幼稚園・保育園

○たかね第2保育園

○第5地区自治会

○山崎団地自治会

○桜美林大学

○西部学校支援センター

○町田警察署